

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第十号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和5年3月14日

（令和4年度諮問第23号）

答申日：令和5年12月18日

（令和5年度答申第10号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和4年4月15日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和5年3月7日付け審理第35号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年3月14日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以

下「政令」という。)別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った障害等級の認定について検討すると、次のとおりである。

ア 特別児童扶養手当障害程度認定基準(「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」(「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。))によるもの。以下「認定要領」という。)別添1。以下「認定基準」という。)第7節2D(3)において、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされており、また、認定基準第7節2E(2)においても、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされていることから、特別児童扶養手当の認定請求の対象となる児童に〇〇及び〇〇が併存している場合は、認定基準第7節2D及びEに基づき、当該児童の精神障害の状態を総合的に判断することとなる。

令和3年11月5日付け特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)(以下「本件診断書」という。)によると、本件児童の「障害の原因となった傷病名」は〇〇に係る傷病である「〇〇」及び〇〇に係る傷病である「〇〇」とされているため、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2D及びEにより障害の程度を総合的に判断したことが認められる。

イ 認定基準第7節2Dに基づき、本件児童の〇〇の程度について検討すると、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑦知能障害等」の欄の記載によると、本件児童の〇〇の程度は、「軽度」とされている。また、本件児童は、療育手帳Bを所持しているが、A市療育手帳判定要領第3によると、A市において療育手帳Bを所持している場合の〇〇の程度は、「軽度」とされている。

また、本件診断書に記載された本件児童のIQは「〇」(平成29年9月25日判定)とされており、また、処分庁がA市知的障害者更生相談所から提供を受けたIQ判定結果(令和3年5月7日にA市知的障害者更生相談所が実施したテストに基づくもの)によると、本件児童の最新のIQは、「〇」と判定されており、いずれも、認定基準第7節2D(2)のなお書きによる障害等級1級及び2級の例示には該当しない。

(イ) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童の言語コミュニケーションの障害は「中度」とされており、処分庁も、本件児童は「会話による意思の疎通が簡単なものに限られ」と認められるとしている。

(ウ) 本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「排

泄」、「衣類」及び「入浴」については「自立」と、「洗面」については「半介助」とされている。また、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「寝ぼける」とされており、「(介助の必要性とその程度について、具体的に)」の記載によると、「身の回りのことは出来るものの、声かけをしないとやらないことも多い。」とされている。

このことからすると、本件児童の日常生活能力の程度は、介助を要する場面も見られるものの、「身の回りのことは出来る」とされており、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行う」ための援助の度合いが高いとまでは認められない。

(エ) また、本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、具体的な状態として「身の回りのことは出来るものの自発的にしないので注意を要する。対人関係でトラブルになり易く、自ら助けを求めることも苦手である。」とされている。

(オ) 以上のことからすると、本件診断書の「⑮医学的総合判定」の欄の記載は「2 中度」とされており、また、本件児童は「会話による意思の疎通が簡単なものに限られる」ことは認められるものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

ウ 認定基準第7節2Eに基づき本件児童の〇〇の程度について検討すると、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」の程度はいずれも「中度」とされているほか、「〇〇」があるとされており、発達障害関連症状の具体的な症状として「他者の状況や意図を察する事が苦手であり、対人交流が難しいことがある。こだわりも強い。」とされている。

また、本件診断書の「⑩精神症状」の欄の「(具体的な症状とその程度について)」においては、「対人不安・緊張が強く、環境変化に対しての不安も強い。対人関係でのストレス等から抑うつ気分を認め、退職となった。」とされており、本件診断書の「⑮医学的総合判定」の欄の「(上記と判断した理由について、記載すること)」においては、「発達特性から対人関係で上手くいかないことが多く、抑うつ気分を認め、仕事を継続することが出来ない状態であり、継続的な支援を要する。」とされている。

(イ) 本件診断書の「⑪問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1 興奮」、「2 暴行」及び「10 器物破壊」が該当するとされており、具体的な症状として、「自分の想定外のことや、思い通りにいかないことに対して、興奮、家族に

対しての暴力行為がみられることもあったが、現在は比較的落ち着いている。」とされている。

(ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、前記イ(ウ)のとおり、日常生活に要する援助の度合いが高いとまでは認められない。

(エ) また、本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、具体的な状態として「身の回りのことは出来るものの自発的にしないので注意を要する。対人関係でトラブルになり易く、自ら助けを求めることも苦手である。」とされている。

(オ) 以上のことからすると、本件診断書の「⑮医学的総合判定」の欄の記載は「2 中度」とされており、また、本件児童は、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、不適応な行動が見られることが認められる（このことは、処分庁も認めている。）ものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

エ したがって、本件児童は、認定基準第7節1の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第7節の障害の程度1級及び2級に該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

(2) 審査請求人は、本件児童は〇級の精神障害者保健福祉手帳を所持しており、令和3年2月18日付け「診断書兼意見書（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療兼用）」（以下「精神保健福祉手帳診断書」という。）の記載内容に基づき、本件児童の日常生活能力についての主張を行っている。

特別児童扶養手当の受給資格の認定と、精神障害者保健福祉手帳の交付においては、それぞれ障害の程度について判定するための基準が定められ、障害等級の審査が行われていることが認められる（このため、認定診断書と、精神障害者保健福祉手帳用の診断書とでは、記載項目も異なっている。）。

処分庁においては、特別児童扶養手当の支給対象となる障害児（以下「対象児童」という。）の障害の程度の判定に当たり、精神障害者保健福祉手帳の所持状況を参考事項としていることが認められるものの、特別児童扶養手当の受給資格の認定においては、認定要領2(4)により、提出された認定診断書に記載された内容に基づき、認定基準に沿って、対象児童の障害の状態を判断することとされており、また、本件診断書のみでは認定が困難となるような特段の事情も認められないことから、本件処分において、精神障害者保健福祉手帳用の診断書の記載内容に沿って本件児童の障害の程度を判定するという事にはならない。

(3) また、審査請求人は、本件児童の日常生活能力及び要注意度について、本件診断

書の記載内容と実態は異なる旨の主張も行っているが、本件診断書は、本件診断書作成医が、本件児童の日常生活状況を確認して作成したものであり、本件診断書の記載内容が、本件児童の障害の状態を示すものとして審査請求人の特別児童扶養手当の受給資格の再認定に係る請求（以下「本件請求」という。）が行われていることからすると、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

- (4) 以上を総合すると、本件児童の障害の程度が、政令別表第3に定める障害等級に該当しないとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年3月14日）
- 2 第1回審議（令和5年11月24日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年12月18日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と、同条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と、第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき……は、その父若しくは母……に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。」と、第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。」と規定している。
- (2) 特別児童扶養手当は、法第2条第1項に規定する「障害児」、すなわち、20歳未満であつて、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者について支給することとしており、各級の障害の状態は、政令別表第3において定めている。

特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、認定

要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしているが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で、行うこととしている。

また、認定要領2(6)において、「各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。」としており、精神の障害による障害の程度については、認定基準第7節「精神の障害」において、「その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する」こととしている。

認定基準第7節2E(2)によると、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、認定基準第7節2D(3)においても「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としていることから、特別児童扶養手当の認定請求の対象となる児童に〇〇及び〇〇が併存している場合は、認定基準第7節2D及び2Eに基づき、当該児童の精神障害の状態を総合的に判断することとなる。

認定基準第7節2D(2)においては、〇〇における障害の程度の2級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示しており、認定基準第7節2E(3)においては、〇〇における障害の程度の2級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示している。

- (3) 特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、前記(2)のとおり、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしており、認定要領3(1)により、処分庁は、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこととしている。
- (4) 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (5) 局長通知（審査会注：認定要領及び認定基準は、局長通知において示されたものであり、局長通知の一部である。）は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けており（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、

障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知）、処分庁においては、局長通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の審査基準と位置付け、事務を行っている。

- (6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が、政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものである。
- (2) 本件診断書によると、本件児童の「障害の原因となった傷病名」は〇〇に係る傷病である「〇〇」及び〇〇に係る傷病である「〇〇」とされているため、処分庁が前記1(2)のとおり、本件診断書の記載内容に基づき、本件児童の障害の程度を総合的に判断しているかについて、検討する。

ア 認定基準第7節2Dに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

- (ア) 本件診断書の「⑦知能障害等」の欄の記載によると、本件児童の〇〇の程度は、「軽度」とされている。また、本件児童は、療育手帳Bを所持しているが、A市療育手帳判定要領第3によると、A市において療育手帳Bを所持している場合の〇〇の程度は、「軽度」とされている。

また、本件診断書に記載された本件児童のIQは「〇」（平成29年9月25日判定）とされており、また、処分庁がA市知的障害者更生相談所から提供を受けたIQ判定結果（令和3年5月7日にA市知的障害者更生相談所が実施したテストに基づくもの）によると、本件児童の最新のIQは、「〇」と判定されており、いずれも、認定基準第7節2D(2)のなお書きによる障害等級1級及び2級の例示には該当しない。

- (イ) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童の言語コミュニケーションの障害は「中度」とされており、処分庁も、本件児童は「会話による意思の疎通が簡単なものに限られ」と認められるとしている。
- (ウ) 本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、「食事」、「排泄」、「衣類」及び「入浴」については「自立」と、「洗面」については「半介助」とされている。また、「危険物」については「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」については「寝ぼける」とされており、「(介助の必要性とその程度について、具体的に)」の記載によると、「身の回りのことは出来るものの、声かけをしないとやらないことも多い。」とされている。

このことからすると、本件児童の日常生活能力の程度は、介助を要する場面

も見られるものの、「身の回りのことは出来る」とされていることが認められる。

(エ) また、本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、具体的な状態として「身の回りのことは出来るものの自発的にしないので注意を要する。対人関係でトラブルになり易く、自ら助けを求めることも苦手である。」とされている。

(オ) 以上のことからすると、本件診断書の「⑮医学的総合判定」の欄の記載は「2 中度」とされており、また、本件児童は「会話による意思の疎通が簡単なものに限られる」ことは認められるものの、本件児童の〇〇の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められないとした処分庁の判断は相当として是認できる。

イ 認定基準第7節2Eに基づく本件児童の〇〇の程度に係る判定については、次のとおりである。

(ア) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の欄の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」の程度はいずれも「中度」とされているほか、「〇〇」があるとされており、発達障害関連症状の具体的な症状として「他者の状況や意図を察する事が苦手であり、対人交流が難しいことがある。こだわりも強い。」とされている。

また、本件診断書の「⑩精神症状」の欄の「(具体的な症状とその程度について)」においては、「対人不安・緊張が強く、環境変化に対しての不安も強い。対人関係でのストレス等から抑うつ気分を認め、退職となった。」とされており、本件診断書の「⑮医学的総合判定」の欄の「(上記と判断した理由について、記載すること)」においては、「発達特性から対人関係で上手くいかないことが多く、抑うつ気分を認め、仕事を継続することが出来ない状態であり、継続的な支援を要する。」とされている。

(イ) 本件診断書の「⑪問題行動及び習癖」の欄の記載によると、「1 興奮」、「2 暴行」及び「10 器物破壊」が該当するとされており、具体的な症状として、「自分の想定外のことや、思い通りにいかないことに対して、興奮、家族に対しての暴力行為がみられることもあったが、現在は比較的落ち着いている。」とされている。

(ウ) 一方で、本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の欄の記載によると、前記ア(ウ)のとおり、介助を要する場面も見られるものの、「身の回りのことは出来る」とされていることが認められる。

(エ) また、本件診断書の「⑭要注意度」の欄の記載によると、「3 随時一応の注意が必要」とされており、具体的な状態として「身の回りのことは出来るも

のの自発的にしないので注意を要する。対人関係でトラブルになり易く、自ら助けを求めることも苦手である。」とされている。

ウ 以上のことからすると、本件診断書の「⑮医学的総合判定」の欄の記載は「２中度」とされており、また、本件児童は、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、不適応な行動が見られることが認められる（このことは、処分庁も認めている。）ものの、本件児童の〇〇の程度が認定基準第7節1の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないとした処分庁の判断は相当として是認できる。

なお、上記のとおり、「特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）」の「現症」の項には各種症状が列記され、対象児童の状況に応じて医師がこれら各種症状のなかから該当するものを選択する様式になっているが、対象児童のどのような状況が各種症状のどれに該当するのかといった基準が明らかでなく、また、「⑮医学的総合判定」の項には障害の程度として「重度」、「中度」、「軽度」が記載され、医師が上記「現症」を基に障害の程度を選択する様式になっているが、これら「重度」、「中度」、「軽度」が選択される際の医師の判断過程も明らかではないものの、このことをもって、直ちに、本件処分が取り消されるべき違法又は不当なものであるとはいえない。

(3) 審査請求人は、本件児童は〇級の精神障害者保健福祉手帳を所持しており、精神保健福祉手帳診断書の記載内容に基づき、本件児童の日常生活能力についての主張を行っている。

特別児童扶養手当の受給資格の認定と、精神障害者保健福祉手帳の交付においては、それぞれ障害の程度について判定するための基準が定められ、障害等級の審査が行われていることが認められる（このため、認定診断書と、精神障害者保健福祉手帳用の診断書とでは、記載項目も異なっている。）。

処分庁においては、対象児童の障害の程度の判定に当たり、精神障害者保健福祉手帳の所持状況を参考事項としていることが認められるものの、特別児童扶養手当の受給資格の認定においては、認定要領2(4)により、提出された認定診断書に記載された内容に基づき、認定基準に沿って、対象児童の障害の状態を判断することとされており、また、本件診断書のみでは認定が困難となるような特段の事情も認められないことから、本件処分において、精神障害者保健福祉手帳用の診断書の記載内容に沿って本件児童の障害の程度を判定するというにはならない。

(4) 以上を総合すると、本件児童の障害の程度が、政令別表第3に定める障害等級に該当しないとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

第6 付言

本件処分に当たっては、前記第5の2(2)のとおり、処分庁は、本件診断書の記載内容及びIQ判定結果に基づき、認定基準第7節2D及びEにより障害の程度を判断したことが認められる。

この場合、本件処分に当たって用いられる特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）の項目に記載されているもの及び軽度・中度・重度の適用区分については、特段の判断基準が定められていないため、診断書を作成する医師の裁量いかんによって、その該非及び適用区分が大きく分かれることが懸念される。

行政手続における公正の確保と透明性の向上といった観点から、本件制度の運用に関し、より分かりやすい基準作成の検討が望まれる。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。